

建設工事入札における工事費内訳書の提出について（周知）

建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました（入札契約適正化法第 12 条）。

つきましては、竹富町においても、下記のとおり、入札金額の内訳書（以下、「工事費内訳書」という。）の提出を求めることとします。

1 対象案件

すべての建設工事で、平成 30 年 4 月 1 日以降、公告または指名する入札（一般競争入札または指名競争入札）

2 提出方法

工事費内訳書は、第 1 回入札時に提出しなければならない。

※封筒は第 1 回入札書の封筒と同封で差支えありません。

3 工事費内訳書の書き方

町が事前に開示している設計図書（金抜き）又は工事数量総括表等の各「工種、科目等」について記載してください。設計図書の作成課において様式が異なりますので、各入札案件の設計図書及び工事数量総括表に従って記載してください。（工事費内訳書 記載例参照）

① 体裁 「工事費内訳書（様式第 1 号）」の様式を使用してください。A4 サイズ（両面印刷も可とします。複数枚になる場合は、ホチキスで綴じて割り印（入札書と同じ印鑑）を押してください。

② 記載事項

- ・提出年月日（入札日を記載してください。）
- ・入札者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名、代表者印
- ・工事名
- ・工事費内訳（工種・科目、数量、金額）

4 工事内訳書の不備等による入札の無効

① 未提出又は未提出と同等と認められる場合

- (1) 提出期限までに内訳書が提出されない場合

- (2) 内訳書の一部が提出されない場合
- (3) 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- (4) 他の工事の内訳書が提出された場合
- (5) 内訳書に提出者の記名・押印が欠けている場合
- (6) 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合
- (7) 他の入札参加者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合

② 記載すべき事項が欠けている場合

- (1) 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- (2) 入札公告又は入札執行通知書に明示した項目を満たしていない場合

③ 他の工事の内訳書等添付すべきではない書類が添付された場合

④ 記載事項に誤りがある場合

- (1) 発注者名に誤りがある場合
- (2) 工事名に誤りがある場合
- (3) 提出者名に誤りがある場合
- (4) 内訳書の合計金額が第1回の入札書に記載された入札金額に対応していない場合

⑤ その他未提出又は不備がある場合

5 その他

- ① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札参加者は、入札に当っては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 入札参加者は、落札者の決定の前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。
- ④ 手持ち工事等が多数あるために対応できない場合、設計図書の内容を確認して自己積算できないことが明らかになった場合、他の入札参加者からの見積依頼に応じた場合等において、入札に参加することを辞退したとしても、辞退した方に不利益が及ぶことはない。